

三重県弓道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、三重県弓道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、会員相互の親睦を図り、弓道の普及振興に関する事業を行い、県民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に資し、もって社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 弓道競技会
- (2) 弓道に関する研究会及び講習会
- (3) 弓道段級審査会
- (4) 弓道選手の育成及び指導者の養成
- (5) その他本連盟の目的を達成するための事業

第3章 組織

(会員)

第5条 本連盟は、三重県内に居住又は勤務する弓道愛好者で所定の入会手続きを経た者を会員とする。

(支部)

第6条 本連盟は、市町単位及び高体連に支部を置く。ただし、2以上の市町を併せて支部を置くことができる。また、支部の中に学校・企業の団体を置くことができる。
2 支部の新設及び変更は、評議員会の決議を経なければならない。

(入会、休会、退会)

第7条 本連盟に入会しようとする者は、別に定める入会届を支部または所属団体を通じて届出なければならない。
2 休会あるいは退会しようとするときは、同様に休会届、退会届を届出なければならない。

第4章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 15名以上20名以内（会長、副会長を含む）
- (6) 監事 2名

(選任)

- 第9条 会長は、理事会において選任し、評議員会の承認を得る。
- 2 副会長は、会長が選任し、理事会の承認を得る。
 - 3 理事は、別に定めるように選出し、評議員会の承認を得る。
 - 4 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
 - 5 監事は評議員会において選任する。

(職務)

- 第10条 各役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 理事長は、本連盟の会務を執行する。
 - (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
 - (5) 理事は、本連盟の事業・予算等を審議し、事業にかかる業務を執行する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は2年（事業年度）とする。
- 2 交代により任期途中で選任された役員の任期は、前任者の任期満了日までとする。
 - 3 会長の任期は、再任を妨げないが3期までとする。ただし、期央に交代した場合の在任期間は1期に含めないものとする。
 - 4 その他の役員の任期は、再任は妨げない。

(名誉役員)

- 第12条 本連盟は、理事会の決議を経て、名誉会長、顧問、参与、相談役を委嘱することができる。
- 2 名誉役員は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。また、理事会、評議員会に出席し、意見を述べるすることができる。

(専門委員)

- 第13条 本連盟は、事業を分担して執行するため、別に定める専門部を設置する。
- 2 専門委員は理事会において任命する。

第5章 評議員

(評議員)

- 第14条 本連盟に評議員を置く。

(選出)

- 第15条 評議員の選出は別に定める。

2 評議員は役員を兼ねることはできない。

(任 期)

第 16 条 評議員の任期は 2 年（事業年度）とする。但し、再任は妨げない。

2 交代により選任された評議員の任期は、前任者の任期満了時までとする。

第 6 章 会 議

(会 議)

第 17 条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 評議員会 : 役員、名誉役員及び評議員で構成する。本連盟の最高議決機関であり、年 2 回会長が招集する。また、会長が必要と認めたときは随時招集する。
- (2) 理事会 : 正・副会長、正・副理事長、理事、監事、名誉役員で構成し、会務の円滑な運営を図る。随時（年 2 回以上）会長が招集する。
- (3) 事務局会議 : 正・副会長、正・副理事長で構成し、会務の円滑な執行のため会長が随時招集する。必要に応じ関係理事の出席を求めることができる。
- (4) 専門部会 : 事業を分担し執行するために、別に定める専門部を設置し、随時開催する。部会の招集は、それぞれの専門部の部会長が行う。

(評議員会)

第 18 条 評議員会は、次の事項の決議及び役員を選任及び承認を行う。

- (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) その他重要事項
- 2 評議員会の議長は、評議員の互選で定める
- 3 評議員会の議決は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会)

第 19 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会務執行の決定
 - (2) 評議員会への提出議題の決定
 - (3) 全国大会等の派遣選手の選考
 - (4) この規約の施行に必要な規則等の制定並びに改廃
- 2 理事会の議長は、会長とする。会長が出席できないときは会長が指名した者があたる。
- 3 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 20 条 評議員会及び理事会の議事については、議事録を作成し保存する。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 21 条 本連盟の経費は、会費、審査料、協力金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 22 条 本連盟の会員は、毎年度、別に定める会費を支部または所属団体を通じて、4 月当初までに納入しなければならない。

(事業年度)

第 23 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 加 盟

(加 盟)

第 24 条 本連盟は、(公財)全日本弓道連盟及び(公財)三重県スポーツ協会に加盟する。
また、東海弓道連盟連合会及び(公財)三重県武道振興会に参加する。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第 25 条 本連盟の目的達成のために著しく功績のあった個人及び団体に対して、別に定める「表彰規程」により表彰を行うものとする。

(懲 戒)

第 26 条 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に反する行為等があった会員は、別に定める「懲戒規程」に基づき懲戒処分を行うものとする。

第 10 章 その他

(規約の制定・改廃)

第 27 条 規約を制定・改廃しようとするときは、理事会に諮り評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(規則及び細則)

第 28 条 この規約の施行について必要な規則及び細則を定めることができる。

附則

この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

施行・制定・改廃の記録

- 1) 本内規(規約)は、昭和 32 年 月 日から施行する
- 2) 本内規(規約)は、昭和 60 年 5 月 19 日に改正する。(全面見直し改正)。
- 3) 平成 14 年 3 月 24 日に一部改正する。(9 条、11 条)
- 4) 平成 24 年 2 月 18 日に改正する。(全面見直し改正)
- 5) 平成 26 年 3 月 23 日に一部改正する。(21 条)
- 6) 平成 29 年 2 月 26 日に一部改正する。(8 条、11 条、18 条)
- 7) 令和 3 年 1 月 10 日に一部改正する。(6、10、11、14、15、16、23、24 条改正、25、26 条追加)